

平成28年度第2回稲沢市男女共同参画審議会 会議録

【日 時】 平成28年10月7日（金） 午後2時～午後3時40分

【場 所】 稲沢市役所 2階 政策審議室

【出席者】 稲沢市男女共同参画審議会委員（敬称略）

山内 晴雄	稲沢市社会教育委員会委員長
末廣 詔子	男女共同参画推進団体いなざわウィルネット代表
川口ゆかり	愛知県男女共同参画セミナー修了者
櫻井 茂法	学識経験者
牧 博之	名古屋造形大学教授
鵜飼 義一	公募委員
森本美千代	公募委員

【事務局】	遠藤 秀樹	教育部長
	内藤 幸蔵	生涯学習課長
	江頭 弘幸	生涯学習課 主幹
	大崎 敬介	生涯学習課 主査

【会議の概要】

1 あいさつ

[教育部長あいさつ]

- ・今回の審議会が任期中最後の会議となる予定。これまでの御助力に厚く御礼申し上げます。
- ・女性活躍推進法の完全施行から半年経過した。内閣府の発表では、8月末までにすべての国の機関、都道府県、市町村で特定事業主行動計画が策定され、策定率は100%となっている。また、政府税制調査会では配偶者控除の見直しに向けた議論が進められている。今朝の新聞報道では2017年度の見直しについては見送る方針ということだが、いずれにしても男女が多様な働き方で活躍できる社会に向けての流れは途切れることなく進めていきたいと考えている。
- ・本市においても男女共同参画プランを軸に各種施策を着実に進めていく考え。本日の審議会では各施策の担当部署から上がってきた実施状況報告について、前回に引き続いて委員の皆様から御指摘、御助言を頂くことになっている。活発な御審議をお願いします。

[山内会長あいさつ]

- ・次のNHK大河ドラマの主役が女性、朝ドラの主役も女性、それから政治の世界でも国会や東京都などを見ていると、女性の活躍が著しい。「女性でないと」ということを感じる

部分もある。男性は古い固定的な観念があって、小池さんのようなかたに強くやられて初めて分かるという部分もあるのかなと感じる。

・若い人たちはどうかというと、先日生物多様性の問題をテーマに中学生のお世話をしてきた。学習が終わった後で、自由に遊んでよいと言ったところ、メダカやザリガニに手を出して遊んだのは女子ばかり。最近は特にその傾向がある。高校生向けの講座でも活発なのは女性。男女共同参画は将来「男性の参画」について議論しているかもしれない。

・いずれにしても男女共同参画を考える時にバランスが大事になる。女性でないと絶対に出来ないこともある。それを支えていく社会づくりという視点も大事にしていきたい。

議題（１）平成２７年度実施状況報告について

[事務局]

いなざわ男女共同参画プランⅡに基づく各種施策の平成２７年度実施状況について、資料に基づき説明。

(主な質疑・意見)

[委員]

実施状況報告書への委員コメントの中にフレックスタイムに関する記述があるが、稲沢ではフレックスタイムが浸透しているとは言い難い。再検討してはどうか。

[事務局]

浸透していないからこそ、フレックスタイムを始めとする多様な働き方の啓発が必要と考えている。

[委員]

「LGBT（レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)の頭文字をとった総称であり、他の性的少数者は含まない。）」について、一般的にはまだ浸透していない用語なので、注釈を入れて欲しい。

[事務局]

了解した。

[委員]

審議会委員等の登用について「女性枠を設定」とあるが、女性枠の設定まではっきりと言ってしまうても問題はないか。

[委員]

日本では女性枠の設定は進んでいないが、欧米では女性枠の設定が完全に定着している。国会議員のうち何人は女性でないといけなないといったことが法律で決まっている国も多い。日本も将来的にそうなるべきと考えるので、この表現で良いと思う。

[委員]

「放課後児童クラブ」、「いなっピールーム」について、数が増えれば良いという考えがあるが、果たしてそれで問題はないのか。

[委員]

その点は自分も気になっている。女性の働きやすさを優先するあまり、子どもの育成環境が置き去りにされてはいけない。教育委員会と福祉保健部が連携して施策を展開していく必要がある。

[委員]

御意見はよく分かるが、コメントには「今後は内容の充実にも重点を」という記載があるので、コメントの表現としてはこれで良いと思う。

[委員]

4ページの「母子就業相談」について、父子も対象としているので施策名を変更したほうがよいのではとのコメントだが、施策名の変更を審議会として求めるべきなのかどうか。施策内容には母子も父子も入っているので良いのではないか。相当引っ掛かるなら考えたほうが良いが、コメントとしてここで言うのはどうかと思う。

[委員]

コメントとして載せるよりも、審議会の意見として担当課に伝えてもらうということで良いのではないか。

[事務局]

コメントから削除し、コメントの趣旨を事務局から担当課へ伝えさせていただく。

[会長]

他に意見がないようなので、修正が必要な部分については事務局で修正していただき、市のホームページで公表していくこととする。修正内容の確認はどのように行うのか。

[事務局]

再度審議会を開催して全員に御確認いただくのが本来だが、日程的な問題もあるので、修正内容の確認は会長、副会長にお願いしたいと考えている。

[会長]

事務局から修正内容の確認は会長、副会長に一任という提案があったが、この提案について意見があればお願いしたい。

<異議なし>

[会長]

それでは、事務局の修正案が出来次第、会長、副会長で確認させていただく。議題（1）については以上とする。

議題（2）その他について

[事務局]

男女共同参画審議会の公開について、これまでは公開していなかったが、本来審議会は

特別な理由がない限り公開すべきものとなっている。公開・非公開については男女共同参画審議会設置要綱で会長が審議会に諮って定めることとなっているため、この場でご審議をお願いしたい。

(主な質疑・意見)

[委員]

審議会の公開・非公開をこの場で審議してほしいということだが、ここでいう公開というのは、傍聴席を設けて市議会のように公開するということでのいいか。その場合、人数制限などはどうするのか。

[事務局]

人数制限等の公開の条件は、この審議会で諮っていただき、定員何名という形で決めていただければよい。

[委員]

昨年度、創生戦略会議というのを毎回傍聴したが、傍聴の決まりが細かくあった。先着10名で受け付け時間も広報に記載されていた。資料などは委員と同じものを受け付けて当日渡された。同じような形を考えているのか。

[事務局]

傍聴を認めるということになれば、同じように広報等で会議の日程や傍聴ルールなどを事前に公表し、資料も当日お渡しすることになる。

[委員]

公開の対象となる審議会というのはどのくらいあるのか。

[事務局]

現在11会議が公開すべき審議会となっている。このうち7つの審議会がすでに公開しており、本審議会を含めて4つが非公開となっている。

[委員]

公開するとなると、会議日程などを市民に知らせなければならないということか。

[事務局]

そのとおり。月1回の広報やホームページなどで7日前までに審議会の名称、場所、時間、傍聴可能人数を明示することになる。

[委員]

広報には今までも載せていたのではないか。

[事務局]

今までは掲載していない。委員の皆様への御案内のみ。

[委員]

日程を広報に載せるとなると、会議日程の調整等が難しくなるのではないか。

[事務局]

審議会の日程が決まるのが会議の1か月半から1か月前。広報に日程を載せるとなると、締切の関係で2か月前までに日程を決めておく必要があり、調整が難しくなる。しかし、ホームページであれば1週間程度で掲載可能なので問題ない。

[委員]

既に公開している審議会で何かメリット・デメリットや問題は聞いているか。

[事務局]

特に問題があるという話は聞いていない。

[委員]

創生戦略会議では、毎回たくさんの資料を頂ける。それを読むことで大変勉強になった。

[委員]

この審議会ではこれまで個人情報など表に出せないような裏の話もしてきたが、話しにくくなるということは審議をしづらくなる可能性がある。

[委員]

非公開の場合多いのは個人情報を扱う場合で、この審議会もDVの話とか民生委員の話とか出てくるので、公開するとそういう話が出来なくなるという点が大事だと思う。

[委員]

審議の途中で個人情報のようなもの、公開すべきではないことを話題にすることがあるので非公開とし、後日会議録で内容を公表するという形でどうか。これで駄目と言われたら仕方がないが、安易に発言できなくなり、事前に原稿を書いて発言することになってしまう。

[委員]

他の会議で公開しているところがあって、議事録に「●●委員の発言」と書かれている事例がある。そうしてしまうと、誰についてのことなのか、どの地域のことなのか等特定されてしまう恐れがあり、発言しにくくなる。

[委員]

この審議会でも特定の個人や地域、学校などについて議論しているケースもある。駄目と言われたら仕方がないが、出来れば非公開としたい。

[事務局]

公開・非公開については審議会で決めることであり、理由があれば非公開としていただければよい。会議録については、審議会の公開・非公開に関わらず公表することになっているが、これまで公表していなかった。今後は会議録を発言者の名前等が特定されない形にして公表していく。

[会長] それでは、審議会の公開・非公開については、特定の地域、個人、施設、団体等の活動等について議論することが多々あり、個人情報に該当する事項が多く取り扱われることから、稲沢市市民参加条例施行規則第3条第1項2号に規定する非公開事由「稲沢市行政情報公開条例第6条第1項各号に掲げる行政情報を取り扱う場合」に該当すると認

め、非公開とする。よろしいか。

<異議なし>

午後3時40分閉会

以下余白